

## 熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業

### ■要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
1	-	目次	-	-			資料一覧	資料6、7、11をご提示ください。	募集要項等公表時までには公表します。
2	4	第1	5	(1)			事業範囲	運營業務の使用料の徴収代行及び還付業務を希望した場合は、委託料は増額される認識でよいか。	使用料の徴収代行及び還付業務は事業者の必須の業務です。(仮称)新石原児童クラブに係る使用料の徴収代行及び還付業務は、保育料の納付を現金で希望される方がいた場合のみ、事業者が実施してください。
3	9	第1	9	(1)			光熱水費の負担	新しい施設で想定される利用人数(日最大、年間)をご教示ください	事業者にて適切な利用者数を想定してください。
4	9	第1	9	(1)			光熱水費の負担	既存施設のエネルギー・水消費量をご教示ください	募集要項等公表時までには公表します。
5	9	第1	9	(1)			光熱水費の負担	既存施設の光熱費資料をご教示ください。	募集要項等公表時までには公表します。
6	9	第1	9	(7)			財務書類の提出	「事業者は」とあるが、提出する財務書類はSPCのものという認識で良いか。	ご理解のとおりです。
7	14	第2	2	(2)			敷地条件及びインフラ整備状況	各設備管理者への確認は、提案前の段階で実施してもよろしいでしょうか。	上下水道に関する問い合わせは、こども課を通して担当課に確認しますので、こども課宛に確認事項を示してください。電力・ガスに関する問い合わせは応募段階であることを明確にした上で、可とします。
8	14	第2	2	(2)			敷地条件及びインフラ整備状況	「また、接続に当たっての工事費用、引き渡しまでの期間にその他の初期費用等が必要者負担となる場合には、事業者の負担とする」とありますが、仮に引込み負担金が発生する場合、提案段階で確定的な金額を見込むことは困難であるため、市の負担としていただけないでしょうか?	水道工事については、整備地内の工事及び引込み負担金は事業者負担とします。
9	15	第2	2	(2)	ア		インフラ敷設情報	「上水」「下水」「ガス」「電力」「電話」について、提案前の段階で応募者において個別に相談・協議することは認められるでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.7をご参照ください。

■要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
10	16	第2	2	(3)	ア		屋内機能	「各機能の面積は上記規模の面積を下限値とし、+5%を上限値とする。とありますが、個別の室についても床面積の増減の規定をお示しください。	規模を記載している諸室はその規模を確保することが原則となります。ただし、規模を下回る場合は、各施設の要求水準や目的を満たした上で、施設運用や利用者にとって有効な場合は、それらの計画意図を明示して提案してください。
11	16	第2	2	(3)	ア		屋内機能	「なお、各機能の面積は上記規模の面積を下限値とし、+5%を上限値とする。」とありますが、P.20以降の「3 施設別の要求水準」に示された要求諸室ごとの規模(面積)についても同じでしょうか？ また、P.16の上記記述に付随する但し書きにおいて、提案者の創意工夫に基づき、計画意図を明示して提案することを許容する記述があり、要求諸室ごとの規模(面積)についても同様と考えて宜しいでしょうか？	要求水準書(案)に関する質問への回答No.10をご参照ください。
12	17	第2	2	(4)	イ	(イ)	子育て支援・保健拠点施設整備の配置計画・動線計画	休日・夜間急患診療所は独立した建物とすることとありますが、独立したセキュリティが確保されていれば、(仮称)保健センター等と一棟としても差し支えないでしょうか？	不可とします。
13	18	第2	2	(4)	イ	(ウ)	子育て支援・保健拠点施設整備の配置計画・動線計画	(仮称)中央保育所は敷地の東側に設置することとありますが、位置はP17のように敷地南寄りに限らないものと考えて宜しいでしょうか？	整備地の南東側に配置してください。要求水準書を修正します。
14	20	第2	3	(1)	イ		整備方針	市が別途定める「子育て世代包括支援センター」「ファミリー・サポート・センター」の運営事業者の公募スケジュール等についてご教示ください。	令和7年12月までに運営事業者を決定する予定です。
15	25	第2	3	(1)	エ	②	販売コーナー	販売方法については任意とするとありますが、販売する飲食物についても事業者が任意に設定してもよろしいでしょうか。	要求水準書P94に記載のとおり、販売品目は飲料、お菓子及び軽食を基本としますが、その他の販売品目については市と協議して設定してください。

■要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
16	26	第2	3	(1)	エ	③	任意諸室	任意諸室については、その設置はあくまでも任意であり、そのすべてを満たすことができなくても、要求水準の逸脱ではないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	26	第2	3	(1)	エ	③	子ども（子育て）関連物品の販売コーナー	知的玩具等子どもに関する物品の販売は民間収益事業に該当するのでしょうか。	目的外使用許可を取得し、民間収益事業として実施してください。
18	28	第2	3	(2)	エ	②	保育室1～3	「3室を・・・1室での利用も可能な構造にすること。」とありますが、240㎡の室の利用方法について、想定等がございましたらご教示ください。	基本的に3室での利用を想定しておりますが、将来的な用途の変更等を視野に入れ、1室での利用も可能な構造にしてください。
19	40	第2	3	(5)	エ	②	隔離診察室1・2	隔離診察室は「密閉できる構造」とありますが、陰圧室とすることが求められているのでしょうか。	陰圧室とする必要はありませんが、①独立空調とすること ②換気回数、温度、湿度等の管理が行えるようにすること ③清掃しやすい構造 としてください。
20	40	第2	3	(5)	エ	②	隔離診察室1・2	隔離診察室の感染症対策に沿った空調設備及び換気設備に基準等あれば、お示ください。	基準等はありません。「感染症対策に配慮した空調設備及び換気設備」と修正します。
21	43	第2	5	(2)	ウ	(ク)	受変電設備	「公用車が電気自動車に切り替わることを想定し、」EV・PHEV充電用屋外コンセントの設置を求められておりますが、この設備はあくまでも公共用であり、一般利用者の便に供する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	49	第2	7	(1)	イ	(イ)	アプローチ	・アプローチについて、車両の出入口を西側、東側の両側に必ず設けなければならない理由を教えてください。	保育所の集約に伴い、多方面からの送迎が想定されること及び非常時に東西道路への車両通路としても利用可能となるよう想定しています。
23	51	第2	7	(1)	コ	(ウ)	基本事項	「コ 緑化計画（ウ）樹木の選定及び伐採に当たっては、落葉など周辺住民に与える影響を考慮した上で、既存の樹木を生かした豊かな植栽を計画すること」とあるが、実施方針別図で指定のない既存樹木は、極力活かす（残す）ことが望まれているということか。	指定樹木以外については、整備地全体の配置計画、外構計画、落ち葉対策等の近隣住民への配慮を踏まえて事業者の提案に委ねます。

■要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
24	54	第3	2	(3)			申請等業務	「熊谷市開発許可申請に関する設計等の手引」によれば、本計画敷地は幅員9.0m以上の道路に接している必要があると思われますが、ゆうゆうバスや大型バスのアクセス動線となる東側道路を9.0m以上に拡幅することを想定されているのでしょうか。	東側道路については、道路の拡幅の予定はありません。
25	54	第3	2	(3)			申請等業務	開発区域外へ接続する道路について、バスの往來を想定すると尚更幅員9.0m以上であることが必要と思われますが、石原小学校と大原中学校の間を通る北側の道路まで接続する東側道路の両側は民地であり容易に拡幅できないのではないかと思います。この点につき、貴市のお考えをご教示いただけますでしょうか。	東側道路の拡幅の予定はありません。当該道路は一方通行であり、車両のすれ違いが生じないこと、また歩車道分離のブロックが設置されておらず、出入口の配置に関する制約も少ないことから、バスの通行が可能であると想定しています。
26	54	第3	2	(3)			申請等業務	開発許可に関して、貴市の都市整備部開発審査課に直接問い合わせてもよろしいでしょうか。	開発許可に関する問い合わせは、こども課を通して担当課に確認しますので、こども課宛に確認事項を示してください。
27	54	第3	2	(3)			申請等業務	開発行為に該当する理由を教えてください。	建築を予定している、(仮称)こどもセンター、(仮称)保健センター、(仮称)中央保育所、休日・夜間急患診療所は事前協議において用途上可分と判断されており、建築敷地を分けて整備することを想定しています。 敷地分割をした場合は、区画の変更となり開発行為となると考えています。
28	54	第3	2	(3)			申請等業務	都計法37条制限解除(建築制限等)を前提で事業スケジュールを設定されているものと考えて宜しいでしょうか。その場合の建築制限解除の前提内容をお示しください。	37条を前提として考えています。 なお、前提内容として、開発行為と建築行為が密接な関係にあるため、工事工程上の理由等により建築工事と切り離して施工することが不相当であり、開発工事と建築工事を同時に行ったとしても開発区域及びその周辺の安全性に支障がないと考えられるからとしています。

■要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
29	54	第3	2	(3)			申請等業務	開発許可申請に必要な接道条件は「熊谷市開発許可申請などに関する設計等の手引」の(道路基準)の表1幅員9m以上ではなく、表2幅員6m以上に該当する開発区域として、協議済と捉えて宜しいでしょうか？また現在の接道状況は必要な条件が整備済と考えて宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
30	54	第3	2	(3)			申請等業務	開発許可申請においては、「熊谷市開発許可申請などに関する設計等の手引」によりまずと公園等の設置を求められておりますが、本開発区域は公園設置が特に必要ないと認められていると考えて宜しいでしょうか？	整備予定地は約2.7haであるため、3%の広場の設置が必要であると想定しております。(仮称)こどもセンター屋外広場等を約1,000㎡設けるため、条件を満たしていると考えます。
31	54	第3	2	(3)	イ		申請等業務	「イ 建築確認申請等」は計画通知は適用しないことが前提でしょうか？ 本事業は「BTO方式」ではなく、申請者は市長とすることも明記されており、計画通知の適用が妥当かと思料しますが、そうでない判断があれば、その詳細をお示ください。	計画通知とし、要求水準書を修正します。
32	55	第3	2	(3)	イ	(ウ)	申請等業務	表に示されている通り、(仮称)こどもセンター、(仮称)新石原児童クラブ、(仮称)保健センター、(仮称)中央保育所は、全て児童福祉施設等の用途に該当するため用途不可分となり、法的に分棟配置が可能(つまり1敷地1建物の原則には抵触せず、一団地認定や別敷地化は不要)というご判断が前提と考えて宜しいでしょうか？そうでない場合、この4つの施設がひとつの敷地の中で分棟可能となる基準をお示ください。	各施設はそれぞれ独立した用途であり、可分を前提としています。 よって、施設ごとに敷地を計画するか、複合施設として計画してください。 なお、要求水準書に関する質問へ回答No. 27もご参照ください。
33	55	第3	2	(3)	イ	(ウ)	申請等業務	(仮称)中央保育所はフェンス等で他施設と区画する計画であるため他施設と可分とみなされ別敷地が前提となるも見受けられますが、用途不可分であり同一敷地での計画が可能であるという前提と捉えて宜しいでしょうか？	(仮称)中央保育所は他施設と区画する計画であるため、別敷地を前提としてください。

■要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
34	55	第3	2	(3)	イ	(ウ)	申請等業務	休日・夜間急患診療所は診療所用途となり、上述の4施設とは別用途となるため原則分棟は不可と思われませんが、分棟可能となる基準をお示しください。(例えば電気供給が同一等)	要求水準書(案)に関する質問へ回答No. 32をご参照ください。
35	55	第3	2	(4)			その他業務	交付金申請に関する申請手続きに関して、万が一遅延があった場合のリスク負担は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者の事由による交付金申請手続きの遅延を除き、交付金遅延の場合のリスクは市の負担とします。
36	56	第3	3	(4)			工事監理者	本事業において工事監理業務は事業者の業務範囲外であり、市が別途、工事監理者を定めるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	56	第3	3	(4)			工事監理者	市が事業者とは別に工事監理者を定めて工事監理業務を実施させるものと理解しますが、その場合の工事監理者の業務範囲は国土交通省告示第98号の「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」の全てを行い、それ以上のものは含まれないという理解で宜しいでしょうか？ 可能であれば、工事監理業務仕様の案をご提示ください。	前段について、工事監理者の業務範囲は、ご理解のとおりです。 後段について、工事監理業務の仕様書(案)は、現時点で公表できる資料はありません。
38	56	第3	3	(4)			工事監理者	事業者とは別の工事監理者が工事監理業務を行うことに対して、工事監理者の業務遂行上の瑕疵(契約不適合)や善管注意義務違反に関するリスクは市が負担し、事業者は負担しないものと理解してよろしいでしょうか？ 可能であれば、工事監理者を含めたリスク分担の考え方をご提示ください。	工事監理業務範囲内における工事監理者の遂行上の瑕疵(契約不適合)や善管注意義務違反に関するリスクは市の負担となります。
39	57	第3	3	(6)			解体・撤去工事業務	解体・撤去工事は設計期間におこなうことはできるでしょうか。	可能です。ただし、既存ひろば利用者配慮して、期間を提案してください。
40	57	第3	2	(6)			解体・撤去工事業務	既存樹木の樹高が分かる資料をご提示ください。	樹木の高さに関する資料はありません。各自で現地をご確認ください。

■要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
41	58	第3	4	(7)			備品等調達設置業務	「ITインフラの整備に当たっては事前に市と協議すること。」とありますが、どのような内容が協議の対象となるのでしょうか。現段階で市が想定しているITインフラについて、ご教示ください。	各施設におけるLANの整備を想定しております。詳細は、資料8「設備リスト」をご確認ください。
42	62	第4	3	(2)			パンフレットの作成	直営施設のパンフレット作成において、新設の施設写真以外の制作のための資料等のデータは貴市より提供されるとの理解でよろしいでしょうか。	必要な範囲において市から情報提供します。
43	63	第4	5	(1)			開館式典及び内覧会の実施	開館時の式典に伴う事業者の詳細な費用負担は、募集公告時、お示しいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	開館式典は市が実施します。事業者は、本施設の内覧会及び(仮称)こどもセンターの一般開放を事業者の費用負担にて実施してください。
44	71	第5	5	(2)	ウ	(ア)	廃棄物の管理及び処分	ウ(ア)にて「本施設で発生するゴミ等の廃棄物は、市の指定する方法に従い、事業者にて適切に搬出・処分すること。」との記載がございますが、直営施設で発生する廃棄物につきましては、廃棄物処理法上の「排出事業者」は貴市のみが該当されると想定されます。また、排出量を事業者が想定し積算することは困難であり、特に夜間急患診療所で発生する産業廃棄物につきましては事業者で管理及び処分することは難しいことから、直営施設で発生する廃棄物は市にて管理及び処分をしていただけませんか。	ご指摘の箇所は、直営施設で発生する廃棄物を除いて、事業者が適切に廃棄物を処分することを示した記載です。なお、直営施設で発生する廃棄物の分別などの責任は市が負いますが、敷地内集積所への廃棄物(一般ごみ)の移動や集積所の維持管理については事業者にて実施してください。ただし、休日・夜間急患診療所で発生する医療廃棄物については、市にて一般ごみとは区別して管理・処分します。
45	72	第5	6	(3)	ア	(ウ)	基本的な考え方	機械警備は、職員等不在時の対策なので、24時間365日の時間に対応するためには、日中は有人警備が必要という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P72に記載のとおり、機械警備を基本としますが、事業者の判断で必要に応じて有人警備を実施してください。
46	72	第5	6	(3)	ア	(ウ)	基本的な考え方	繁忙期～は増員する場合は人の手配ができる準備を整えることであり、費用は要求水準外という理解でよろしいでしょうか？	事業者の費用負担にて実施してください。なお、イベントに保育所での定期イベント(運動会等)は含みません。
47	72	第5	6	(3)	ア	(ク)	基本的な考え方	火の元～点検とございますが、この点検は消防設備士の資格が必要なものでしょうか。	消防法に基づく点検の場合は、ご理解のとおりです。

■要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
48	72	第5	6	(3)	ア	(ケ)	基本的な考え方	鍵の受け渡し～とございますが日常的に発生する頻度をご教示お願いします。	鍵の受け渡しとは、主に専用使用に係る利用者への鍵の受け渡しを想定しておりますので、頻度の想定はありません。 なお、直営施設及び運営施設のマスターキーの取扱いについては、募集要項等の公表時まで、追加公表予定の資料11「複合施設に跨る業務の役割分担について」の中で示します。
49	73	第5	6	(3)	イ		駐車場・駐輪場の警備	事業者は、常に駐車場～とございますが、この業務の夜間の監視方法はカメラ等の機械警備でもよろしいでしょうか？	適切に監視が行えるのであれば、機械警備でも問題ありません。
50	73	第5	6	(3)	ウ		交通誘導警備	交通誘導業務に記載されている業務の費用は、要求水準外であり都度協議となるものという理解でよろしいでしょうか。	交通誘導警備は要求水準です。事業者の費用負担にて実施してください。
51	73	第5	6				警備業務	拾得物の受付管理保管等は事業外という理解でよろしいでしょうか。	遺失拾得物の管理・届け出は事業者の業務範囲です。詳細な範囲は、募集要項等の公表時まで、追加公表予定の資料11「複合施設に跨る業務の役割分担について」の中で示します。
52	73	第5	6				警備業務	事業契約締結後に有人の警備配置ポスト等が決まって以降に、市の要望により時間外勤務が発生する場合は、事業外で費用をいただけるという理解でよろしいでしょうか。	市の要望が要求水準書の変更を伴うものであれば、ご理解のとおりです。
53	81	第6	1	(7)	オ		業務実施上の留意点	市内の教育機関及び児童福祉施設の想定される施設をご教授ください。	市内の小中学校や高校、保育所などを想定しています。
54	81	第6	1	(8)			非常時等の対応	災害等発生時に施設からの帰宅困難者が留まり3日間程度滞在可能な施設計画を求められていますが、本施設利用者以外の外部からの受け入れ（避難所等として）も想定していますでしょうか？	避難所としての指定は想定していません。施設の利用者の一時的な安全を確保する目的です。なお、災害時に帰宅困難者が発生した場合は、施設を市職員に引き継ぐまでの間(最大1日程度を想定)、運営施設における初動対応を実施してください。 災害時の対応における人件費、施設管理経費等については、市と指定管理者との協議により、市が負担すべき経費を決定するものとします。



■要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
55	82	第6	1	(9)			市及び関係機関との調整	「イ（仮称）子育て支援・保健拠点施設運営協議会」の開催頻度はどのくらいを想定しているか。	年間2～3回程度の開催を想定しています。
56	90	第6	6	(1)	イ		地域子育て支援拠点事業に関する業務	「イ 地域子育て支援拠点事業に関する業務」について、市が把握している自治会や子育てサークルの開示はあるか。	具体的な自治会や子育てサークルの想定はありません。 なお、熊谷市ホームページにて子育て支援に関する情報を開示していますので、ご参考にしてください。 ( <a href="https://www.city.kumagaya.lg.jp/kosodate/ninshin_shussan/kodomo/index.html">https://www.city.kumagaya.lg.jp/kosodate/ninshin_shussan/kodomo/index.html</a> )
57	90	第6	6	(1)	ウ		子どもの遊びに関するイベントや講座等の開催業務	資料10を参考にイベントを実施するとありますが、こちらも自主事業扱いになるのでしょうか。また、指定管理料に含めるイベントと自主事業として行うイベントを事業者の提案で仕分けることは可能でしょうか。	資料10の中で示す（仮称）こどもセンター、地域子育て支援拠点、（仮称）新石原児童クラブのイベントの内容及び頻度は、運營業務の中で実施を必須とします。資料10に示す内容以上のイベントについては、自主事業としてご提案ください。
58	90	第6	6	(1)	エ		ヤングケアラーの支援に関する業務	ヤングケアラーの息抜きや相談などの場所は、支援室等P21～の要求諸室を使うと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	91	第6	6	(1)	オ		図書の管理	「毎年100冊程度を新規購入し、」とありますが、図書の選定については市から特別な指定はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者の提案に委ねますが、良識の範囲で利用者の特性に応じた適切な図書を選定してください。
60	91	第6	6	(1)	オ		図書の管理	図書の管理とありますが図書室内のみで図書の利用が可能なのか、館内で可能なのか、館外へ貸出も可能なのか、想定をお聞かせいただけますか。	運営施設内及び屋外広場・芝生広場であれば、適切な管理を前提に図書室外への持ち出しを認めます。館外への貸出は認めません。
61	93	第6	7	(3)			自主事業の実施場所	屋外での自主事業は認められると理解してよろしいでしょうか。	一般利用者の利用を妨げない範囲で、屋外での自主事業を認めます。
62	93	第6	7	(3)	ア		自主事業の実施場所	自主事業の可能な場所が指定されていますが、屋外での実施は不可でしょうか。	要求水準書に関する質問への回答No. 61をご参照ください。

■要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
63	94	第7	2				事業者の提案による民間収益事業	民間収益事業は、市の承認を得た上で実施することができるとありますが、民間収益事業の実施は必須ではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	94	第7	2				事業者の提案による民間収益事業	「事業者は、本体施設及び事業用地において」とありますが、合築は認められないとされているので、本体施設とは建物以外の土地の一部と理解すればよろしいでしょうか。	民間所有の建物は想定していないため、合築は認めておりません。建物内及び事業用地内で目的外使用許可を取得し、実施していただくことを想定しております。
65	94	第7	2				事業者の提案による民間収益事業	事業者は「施設の一部を占有し、」自らの提案による事業や業務等を実施することができるとされていますが、後段「(3) 民間収益施設の計画に係る条件」のア(ウ)には「本施設（公共施設）」との合築は認めない」とあります。これは定期借地権を前提とするものでしょうか？	定期借地権の設定は前提としておりません。建物内及び事業用地内で目的外使用許可を取得し、実施していただくことを想定しております。
66	95	第7	2	(3)	ア	(ウ)	基本事項	「(ウ)本施設との合築は認めない」とありますが、なぜ合築は認められないのでしょうか。	将来的な民間収益事業の撤退リスク等を踏まえ、合築は認めていません。